

熊本市農業委員会総会議事録

- 1 日時 平成26年2月7日(金)午後 3時00分 招集
1 場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14階大ホール

1 出席委員 44名

1番 税所 史熙	2番 福原 幸一	4番 米村 昌昭
5番 牛島 國廣	7番 宮本 隆幸	8番 林田 智博
9番 角居 登	10番 瀧口 幸司	11番 森 日出輝
12番 杉本 清和	13番 村上 義博	14番 網田 稔
15番 村中 英次	16番 南 順二	17番 角田 一誠
18番 嶋村 鎮雄	19番 春口 豊徳	20番 田中 求
21番 山口 謙藏	22番 松村造酒夫	23番 梅田 義弘
24番 清崎 勝矢	25番 牛嶋 弘	26番 渡辺 智明
27番 麻生 隆弘	28番 園田 操	29番 村上 智弘
30番 澤田 公俊	31番 村上 正春	32番 橋本 春利
33番 馬原 清隆	34番 一木 文雄	36番 北口 和皇
37番 古川 盛康	38番 吉田 一幸	39番 梶永 築
40番 西川 秀文	41番 成松 道敏	44番 志柿 茂喜
45番 内田 康喜	46番 前田 道弘	47番 藤本 照義
48番 田上 義則	49番 清田 政敏	

1 欠席委員 5名

3番 谷口 憲治	6番 藤岡 照代	35番 上田 守王
43番 杉浦 照雄	50番 上田 芳裕	

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成25年度第12回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中44名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。朝晩が温かかったり寒かったり、いろいろなっておりますので、皆様方は特に風邪に注意されますよう、よろしくお願ひします。今、インフルエンザが、相当、はやっているようでございます。特に健康には注意されたいと思います。

それでは、ただいまより総会を開催いたします。

農地法の許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画等についてでございます。きょうの総会がスムーズにいきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局。

事務局

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長、よろしくお願ひします。

議長

きょうの議事録署名者は、4番の米村昌昭さんと1番の税所史熙さん、それから書記に参事の山田弘二さんにお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に、議案の取り下げや訂正について、事務局より説明をお願ひいたします。

事務局

それでは、議案の取り下げ、訂正についてご説明いたします。

初めに、議案の取り下げですが、こちらは、まず1ページの1番です。1ページの1番が取り下げになっておりますので、よろしくお願ひします。

それから、もう一件ですが、11ページになります。11ページの11番、こちらが取り下げとなっておりますので、よろしくお願ひします。

次に、議案の訂正ですが、ページがもとに戻りまして2ページになります。2ページの10番の土地の表示欄です。こちらは、「字中新地」とありますのを「沖新地」に訂正をお願ひします。

次に、7ページです。7ページの5番の備考欄ですが、こちらは、今、空欄になっておりますが、こちらに「一部転用（うち575.5㎡）」と記入をお願ひします。

次に、10ページです。10ページの7番、農地区分の欄ですが、こちらは、「甲種農地」とありますのを「1種農地」に訂正をお願ひいたします。

次の8番ですが、こちらと同じ農地区分です。「2種農地」とありますのを「甲種農地」に訂正をお願ひします。

次の11ページですが、こちらの13番です。同じく農地区分です。こちらは空欄になっておりますので、こちらに「甲種農地」と記載をお願ひします。

次のページ、12ページ、19番です。こちら、農地区分ですが、「1種農地」とありますのを「2種農地」に訂正をお願ひします。

最後に、次のページ、13ページの21番ですが、こちらは、土地の表示欄の「畑1, 457㎡他1筆」とありまして、その下に「計1, 898㎡」と記載をお願ひします。

取り下げ、訂正につきましては以上です。

すみません、訂正がもう一つあります。15ページの表になります、第5号議案の表、こちらのほうを削除していただいて、お手元のほう

の1枚紙の農地利用計画の11号を使います。どうぞよろしくお願
いたします。

議長 それでは、議事に入ります。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、1番
目を取り下げでございます。27件でございます。地元委員の報告に
当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会
での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、2番よりお願いいたします。

19番 春口豊徳委員

19番委員、春口です。

2番と3番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、白川改修に伴う代替地取得のための申請です。許可後は米
を作付されます。

3番は、経営拡張のため、農地を取得されるものです。許可後は、
米を作付されます。

以上2件、先の地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項の
各号に該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、
よろしくお願いたします。

議長 ただいま、2番、3番について地元委員よりご報告がございました
が、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、4番。

37番 古川盛康委員

37番委員の古川でございます。

4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、経営拡張による所有権移転です。譲受人は、水稲と露地野
菜を栽培されている専業農家で、許可後は水稲を栽培される計画です。
先の地区委員会で協議し、農地法第3条第2項の各号について検討し
た結果、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願いた
します。

議長 ただいま4番について地元委員より報告がございましたが、この件
について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次に、5番ですが、譲受人が議席番号の25番の牛嶋委員ご本人と
なっております。よって、農業委員会法第24条第1項の規定により、
議事参与の制限により、議事に参与することができません。牛嶋委員
は、5番の審議終了まで議場から退出していただきます。牛嶋委員、
よろしくお願いたします。

(25番委員退出)

それでは、地元委員より地区委員会での協議の報告をお願いいたします。

37番 古川盛康委員

引き続きまして、37番委員の古川でございます。

5番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、経営拡張による所有権移転です。譲受人は、水稻と露地野菜を栽培されている兼業農家で、許可後は小ネギを栽培される計画です。先の地区委員会で協議し、農地法第3条第2項の各号について検討した結果、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでは、牛嶋委員、入室をお願いいたします。

(25番委員入室)

続きまして、6番、お願いいたします。

37番 古川盛康委員

同じく37番委員の古川でございます。

6番から10番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番は、経営拡張による所有権移転です。譲受人は、水稻と露地野菜を栽培されている兼業農家で、今回の申請地は、以前、所有権移転の申請をされた地番が間違っていたため、再度申請されたもので、返納も同時にされております。許可後は、露地野菜を栽培される計画です。

7番も、経営拡張による所有権移転です。譲受人は、水稻と果樹を栽培されている専業農家で、許可後は、ミカンを栽培される計画です。

8番も、経営拡張による所有権移転です。譲受人は、露地野菜を栽培されている兼業農家で、許可後は、露地野菜を栽培される計画です。

9番も、経営拡張による所有権移転です。譲受人は、主に果樹を栽培されている専業農家で、許可後は、ミカンを栽培される計画です。

10番も、経営拡張による所有権移転です。譲受人は、水稻と露地野菜を栽培されている兼業農家で、許可後は、水稻を栽培される計画です。

以上、5件、先の地区委員会で協議し、農地法第3条第2項の各号について検討した結果、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま6番から10番について地元委員より報告がございました

が、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。
議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、11番、お願いいたします。

39番 榊永築委員

39番委員の榊永です。

11番から13番につきまして、先の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

11番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者は、ミカンを作られる專業農家で、申請地にもミカンを作られる予定です。

12番は、同業後継者へ贈与されるものです。申請者は、菊を作られる專業農家で、申請地にも菊を作られる予定です。

13番は、年金受給継続のため、同業後継者へ使用貸借の再設定をされる申請です。許可後も、これまでどおりミカンを作られる予定です。

以上、3件、先の地区委員会で協議した結果、いずれの申請も、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より11番から13番までについてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。
議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、14番、お願いいたします。

44番 志柿茂喜委員

44番委員、志柿です。

14番から17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、申請人が、経営拡張のため、所有権移転される申請です。申請人は、專業農家で、主に米と栗を栽培されており、許可後は露地野菜を作付される予定です。

15番は、いとこへの贈与による所有権移転の申請です。申請人は、兼業農家で米を作付されており、許可後も、申請地に米を作られる予定です。

16番と17番は、関連で、耕作の便宜上、交換される申請です。お互いに米を作付されており、申請地は、お互いの耕作農地の立地にある同じ面積の交換で、許可後も米をつくられる予定です。

以上、4件について、先日の地区委員会で検討した結果、これらの申請人は、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より14番から17番についてご報告がございま

したが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。
議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、18番、お願いいたします。

8番 林田智博委員

8番委員。

18番につきまして、地区委員会での協議内容を報告します。

18番は、耕作地の便宜上、取得される申請です。譲受人は、兼業農家で米を作付されており、許可後は米を作られます。

先の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま18番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。
議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、19番。

28番 園田操委員

28番委員、園田です。

19番から21番について、先日の地区委員会での協議をご報告します。

19番、20番は、関連で農業生産法人設立のため、使用貸借権、賃貸借権の設定による申請です。申請人は、米、麦を主に作付されており、今回、農業生産法人を設立され、さらなる規模拡大を図り、生産効率を上げたいということで、先日の地区委員会に出席いただき、事業計画などを聞き取りいたしました。許可後も、米、麦を作付される予定です。

21番は、経営拡張のため農地を取得される申請です。申請人は、米、麦、施設野菜を作られている農家で、許可後は米を作付される予定です。

全農地について耕作されており、周囲との調和も図られていることを確認しております。

以上、3件について、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま地元委員より19番から21番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。
議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、22番。

20番 田中求委員

20番委員。

22番について、地区委員会での協議状況を報告します。

22番につきましては、親から子へ贈与するものです。譲受人は、現在、水稻の栽培と酪農を経営されており、許可後は牧草を作付される予定です。

また、全農地について耕作されており、地域との調和も図られていることを地元委員が確認いたしております。

以上、1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま22番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、23番。

40番 西川秀文委員

40番委員です。

23番について、地区委員会での検討状況をご報告いたします。

23番は、譲受人が転用される市街化区域農地の代替地として取得される申請です。許可後は、スイカの作付けをされるそうです。譲受人は、経営移譲年金受給者であるため、取得後、速やかに後継者への移譲手続をするよう指導しております。

以上について検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま23番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、24番。

23番 梅田義弘委員

23番委員。

24番から28番について、地区委員会での協議状況をご報告します。

24番は、子へ贈与の申請です。譲受人は、水稻と施設野菜を作っておられる農家で、取得後も水稻と施設野菜を作られる予定です。

25番は、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は、仕事の傍ら露地野菜を作っている農家で、許可後は露地野菜を作られる予定です。

26番は、子へ贈与の申請です。譲受人は、水稻と施設野菜を作っておられる農家で、取得後も水稻と施設野菜を作られる予定です。

27番は、子へ贈与の申請です。譲受人は、水稻と露地野菜を作っておられる農家で、取得後も水稻と露地野菜を作られる予定です。

28番は、代替地として植木町正清の申請地を取得される申請です。許可後は、水稻を作付される予定です。

以上、5件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま地元委員より24番から28番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、よろしくお願いたします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

1番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、武蔵ヶ丘にお住まいの申請人と共有で、画図町所島にお住まいの申請人から貸し駐車場への転用申請です。農地区分は、広がりがない小集団の農地の区域内にある第2種農地と判断されます。土地選定理由は、申請地周辺に駐車場が多数存在しており、さらに周辺住宅、周辺住人及び会社関係からの要望もあることから選ばれました。土地利用計画は、駐車台数30台分を計画されております。工事完了は、4月15日の予定でございます。資金計画につきましては、全額、自己資金で賄われるということで、残高証明書より確認いたしております。排水計画は、雨水のみで、表面を砂利敷きにして、自然浸透させ、オーバーフロー分は路肩部へ排水、排水路設備し、西側と南側から既存の排水路へ放流されるということです。

なお、排水につきましては、地元の区長より同意書が添付されております。また、申請地は、土地改良区の区域内でございますので、今回の転用に対し、差し支えない旨の意見書が添付されております。以上、先の地区委員会で現地調査いたしまして、立地基準、一般基準について検討いたしました結果、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問
することといたします。
続きまして、2番。

40番 西川秀文委員

40番委員。

2番について、地区委員会での協議状況を報告します。

2番は、万楽寺町の農地に申請人が農家住宅を計画されたものです。申請地は、先日の地区委員会で現地調査しましたが、現在、県営南尾迫経営体育成事業で土地改良事業が行われている地区内にあるため、甲種農地と判断されます。甲種農地は、原則不許可ですが、本件は、農地法施行規則第37条第5号の土地改良事業に定められた用途に供するものの例外規定に該当するものと判断いたしました。農地を分断する転用ではありません。申請人は、住居が老朽化したため、建て替えを計画されましたが、既存の宅地が手狭であるため、今回の土地改良事業で、住宅用地の配分を受け、申請されたものです。計画を賄う金融機関の残高証明も提出されております。工事は、許可後から26年6月まで予定されており、期間転用面積も妥当ではないかと判断されます。現地の状況は、東側は宅地、西側は水路、南側は県道、北側は農地ですが、所有者とは、協議も済んでおります。給水は、既設の上水道から、雨水は雨水浸透枡で地下浸透処理され、オーバーフロー分は既存の排水路へ放流されます。汚水、生活雑排水は、合併浄化槽で処理後、排水路へ放流されます。排水路を管理する土地改良区からの同意は得られております。

以上、先の地区委員会での現地調査、協議の結果、転用許可基準を満たされると判断されております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

- 議 長 ただいま2番について地元委員より報告がございましたが、この件
について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問
することといたします。
続きまして、3番。

26番 渡辺智明委員

26番委員です。

3番から7番までについて、地区委員会での協議状況を報告します。

3番は、太陽光発電設備の申請です。公共事業にかかり、申請地が残りましたが、高低差が発生し、農作業機械の出入りが困難になり、農作業が難しくなったため、農地の有効利用を検討され、太陽光発電

設備を計画されました。資金については、計画を賄う額の融資証明書が出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、東側と北側及び西側が道路、南側に農地がありますが、隣接所有者の同意は得てあります。転用面積については、発電量に見合った適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては地下浸透されます。工事期間は、許可日から来年の2月末までの予定で、許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

4番も、太陽光発電設備の申請です。仕事の傍ら農作業されておられますが、農地の有効利用を検討され、太陽光発電設備を計画されました。資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、西側と北側は山林、東側と南側は道路です。転用面積については、発電量に見合った適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透されます。工事期間は、許可日から6月末日までの予定で、許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

5番も、太陽光発電設備の申請です。申請人は、高齢で、農業に従事する時間がなくなり、農地の管理について検討されたところ、太陽光発電設備を計画されました。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、西側は道路、残りは農地と接していますが、隣接所有者の同意は得てあります。転用面積については、発電量に見合った適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては地下浸透されます。工事期間は、許可日から9月末日までの予定で、許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

6番も、太陽光発電設備の申請です。仕事の傍ら農業されておられますが、農地の有効利用を検討され、太陽光発電設備を計画されました。資金については、計画を賄う額の融資証明書と残高証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。周囲の状況については、周りが全部申請人の農地です。転用面積については、発電量に見合った適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては地下浸透されます。工事期間は、許可日から10月末日までの予定で、許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

7番も、有限会社田中農場が太陽光発電設備の申請です。今回の申請については、昨年3月に農地法第3条で取得された農地であります。現地にて、申請人より事情を聞き取りいたしました。再度、詳しく説明を受けるべきと判断し、今回は継続案件といたしました。

以上、5件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面、及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面を検討した結果、3番から6番については転用許可基準を満たし、7番については継続審議と協議しました。ご審議の方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま3番から7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、3番から6番は申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。7番については、今回は継続審議といたします。

　　続きまして、3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、11番が取り下げとなりましたので、24件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会で協議状況のご報告をお願いいたします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番と2番は、関連で、医療法人社団大樹会からの診療所への転用申請でございます。農地区分は、広がりのない小集団の農地の区域内にある第2種農地と判断されます。先日の地区委員会で現地調査を行ったところ、申請地は、悪質な違反転用地であることが判明いたしました。添付された始末書につきましても、内容が不十分であったため、立ち会いの所有者へ聞き取りを行いました。誰が、いつ埋め立てたのかということも含め、時系列での経緯も全くわからず、所有者の管理責任の欠如が見られました。そのため、再度、違反転用に至った詳しい経緯を調査する必要があることから、本件につきましては、継続審議が妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、今回は継続審議といたします。

　　続きまして、3番。

19番 春口豊徳委員

19番委員、春口です。

3番から7番につきまして、先日の地区委員会で協議状況を報告いたします。

3番は、月出2丁目にお住まいの申請人が、小山2丁目の土地を取

得し、貸駐車場へ転用するものです。農地区分は、広がりのない小集団農地の区域内にある第2種農地と判断されます。土地選定理由につきましては、周辺事業より駐車場の要望が多数あることから、車両の出入りが良好な申請地を選ばれました。土地利用計画は、駐車台数10台分を計画されております。工事完了は、3月31日の予定です。資金計画につきましては、土地取得料も含めた全額を自己資金で賄われるということで、残高証明書により確認しております。排水計画は雨水のみで、砂利舗装して、地下浸透させ、オーバーフロー分は北側市道へ放流されるということです。

続きまして、4番と5番は関連です。株式会社タツヤホームから建売住宅と道路への転用申請です。農地区分は、広がりのない小集団の農地の区域内にある第2種農地と判断されます。土地選定理由は、申請地が集落内開発制度指定区域内であり、小中学校も近く、交通も便利なことから、今後、住宅需要が見込まれるということから選ばれました。

土地利用計画は、2階建ての住宅6棟と道路を整備し、利用される計画です。工事完了は、4月1日の予定です。資金計画につきましては、土地取得料も含め全額自己資金で賄われるということで、残高証明書により確認しております。排水計画は、雨水の北側市道内の既設側溝へ接続放流し、生活雑排水、汚水につきましては、小型合併処理にて処理後、既設側溝へ接続放流されます。南側に農地がありますが、所有者との調整は済み、同意はいただいているということです。また、開発許可が必要となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

続きまして、6番です。

6番は、医療法人仁誠会が、戸島西の農地を賃貸借し、駐車場へ転用する申請です。農地区分は、広がりのない小集団の農地の区域内にある第2種農地と判断されます。土地選定理由は、申請地の西側に介護老人保健施設を運営されており、以前から駐車場が狭く、大変不自由されていたということから、施設に近い申請地を選ばれました。土地利用計画は、駐車台数68台分を計画されております。工事完了は、来年2月28日の予定です。資金計画につきましては、賃料、造成費を含め、全額自己資金で賄われるということで、残高証明書により確認いたしております。排水計画は雨水のみで、砂利仕上げとし、流出軽減後、側溝で集水し、雨水浸透枳にて地下浸透させて処理するということです。西側と南側に農地がありますが、所有者との調整は済み、同意はいただいているということです。

最後に、7番です。

7番は、お父さんの農地を使用貸借し、娘さんとお孫さんで個人住宅と倉庫に転用される申請です。農地区分は、10ヘクタール以上の

広がりのある第1種農地と判断されますが、住宅に接続していることから、不許可の例外に該当するものと判断されます。土地選定理由は、申請地が集落内開発制度指定区域内であり、お父さん所有の土地であること、また、現在、借家住まいで持ち家の建築を望んでおられたことから選ばれました。土地利用計画は、木造2階建て、住宅1棟を計画されております。工事完了は、10月31日の予定です。資金計画につきましては、融資で賄われるということで、融資証明書により確認しております。排水計画は、雨水は、浸透枡で処理後、市道側溝へ放流、また生活雑排水、汚水につきましては、合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流されます。開発許可が必要となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

なお、申請地には、既に倉庫が建設されており、違反転用であったため、所有者から反省の旨の始末書が提出されております。

以上、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準、一般基準につきまして検討しました結果、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま3番から7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、8番。

37番 古川盛康委員

37番委員の古川でございます。

8番から13番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

8番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は、現在、借家住まいされており、子どもの成長に伴い手狭となったため、住宅の新築を計画されました。申請地は、集落内開発制度指定区域内に位置し、農地区分は、10ヘクタール以上の広がりかつ営農条件から甲種農地と判断しました。甲種農地は、原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の「集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅」に該当するものと判断しました。排水計画につきましては、雨水については、浸透枡を設置し地下浸透、オーバーフロー分は、東側市道側溝へ接続放流、汚水、雑排水については、合併浄化槽を設置し、処理後、東側市道側溝へ接続放流される計画です。資金計画につきましては、全て融資で賄われ、融資証明で確認済みです。周辺の状況は、北側と西側に農地がありますが、所有者からは、同意が得られております。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

9番は、資材置場及び重機置場への転用で、所有権移転の申請です。申請人は、有限会社センター建設で、申請地の境界確定がされていなかったため、継続審議となっていた案件です。先月、境界立会いが行われ、境界が確定されました。利用計画は、事業面積492㎡に、バックホー2台分の駐車スペースと工事用の土砂などの資材置場を計画されました。農地区分は、10ヘクタール未満の小集団の農地で2種農地と判断されます。排水計画につきましては、雨水のみで地下浸透、オーバーフロー分は北側道路側溝へ放流される計画です。資金計画につきましては、自己資金で賄われ、残高証明で確認済みです。周辺の様子は、南側に農地がありますが、所有者からは、同意が得られております。

10番は、宅地拡張による所有権移転の申請です。申請人は、現在、上熊本に移住しておられ、宅地は購入され、住宅の新築をされる計画でしたが、申請地が農地のまま残っていたため、宅地拡張の申請をされたものです。事業面積は417.21㎡で、うち25㎡が申請面積となります。農地区分は、10ヘクタール未満の小集団の農地で、2種農地と判断しました。資金計画につきましては、全て融資で賄われ、融資証明で確認済みです。申請地は、住宅の一部として使用していたため、所有者から、今後このようなことがないようにする旨の始末書が添付され、深く反省されておりますので、今回の申請はやむを得ないものと判断しました。

11番、取り下げです。

12番、13番は、関連で、資材置場及び駐車場への転用で、所有権移転の申請です。隣接の敷地は、現在、申請者が対象となっている会社へ資材置場として貸し付けてあり、業務の拡大に伴い手狭となったため、敷地の拡張を計画されました。事業面積は3,512㎡で、既存部分が2,530㎡、今回の申請面積、12番、13番合わせて982㎡です。利用計画は、申請部分にダンプ7台分の駐車スペースと工事用の土や砕石などの資材置き場を計画されております。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりや営農条件から甲種農地と判断しました。甲種農地は、原則不許可ですが、不許可の例外規定の既存の施設の拡張で既存施設面積の2分の1を超えないものに該当するものと判断しました。排水計画につきましては、雨水のみで、地下浸透される計画です。資金計画につきましては、全て自己資金で賄われ、残高証明で確認済みです。周囲の様子は、東側に農地がありますが、所有者からは、合意が得られております。

以上、6件、うち1件は取り下げ、残り5件について、先の地区委員会での現地調査を行い検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま8番から13番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議で諮問することといたします。11番については、取り下げさせていただきます。続きまして、14番。

44番 志柿茂喜委員

44番委員、志柿です。

14番から16番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

14番は、私設駐車場への進入する道路として、転用されるものです。農地区分は、10ヘクタール以上の農地の区域内にある第1種農地と判断され、原則不許可ですが、既存施設の拡張に該当することから、不許可の例外に当たると判断しました。これは、昨年、専用の駐車場を転用造成されましたが、出入り口の道路が狭く、近隣住民の方に迷惑をかける状態だったので、今回、駐車場進入路を計画されたものです。転用面積は、田239㎡で、幅6メートル、延長39.6メートルの駐車場進入路を計画されています。資金計画は、自己資金で賄われる計画で、残高証明で確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように、対策が図られていることを確認しております。給水計画はなく、排水については、雨水は、側溝より集水枡に集水後、既存の東側道路側溝へ排水される計画です。生活雑排水及び汚水はありません。周囲は、南側に農地がありますが、隣接同意を得られております。工事期間は、平成26年3月1日から平成26年7月30日までの約5カ月間を予定されております。

15番は、建売住宅建設のため、所有権移転を申請されるものです。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は、県道畠口川尻停車場線に近い農地で、集落内開発制度指定区域内にあり、交通の便がよく、住宅の需要が多く見込めるため設定されたものです。転用面積は、畑が1筆、942㎡で、建売住宅3棟を建築される計画です。他の法令に関する許可については、開発許可が必要になりますが、関係部署への申請がなされております。資金計画は、自己資金で賄われる計画で、残高証明で確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように、対策が図られていることを確認しております。給水計画は、市水道より給水、排水については、雨水の排水溝などで集水し、東側道路側溝へ放流、生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽で処理後、東側道路側溝へ放流される計画です。周囲は、北側に隣接農地がありますが、地権者との調整もなされています。工事期間は、平成26年4月10日から平成26年12月10日までの約8カ月間を予定されてお

ます。

16番も、建売住宅建設のため、所有権移転を申請されるものです。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は、住宅地の中にある農地で、集落内開発制度指定区域内にあり、交通の便や住環境もよく、住宅の需要が多く見込めるため設定されたものです。転用面積は、畑が4筆、1,753㎡で、建売住宅7棟を建築される計画です。他の法令に関する許可については、開発許可が必要になりますが、関係部署からの事前審査の回答を得ておられます。資金計画は、自己資金と融資で賄われる計画で、残高証明、融資証明で確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように、対策が図られていることを確認しております。給水計画は市水道を利用、排水については、雨水は、開発道路側溝を経て、北側市道側溝へ放流、生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽で処理後、北側市道側溝へ放流される計画です。周囲は、西側と南側に農地がありますが、隣接同意を得られております。工事期間は、許可日から平成28年3月21日までの約2年間を予定されております。

先日の地区委員会で、現地を確認し、検討した結果、これらの案件は、立地条件の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などが一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま地元委員より14番から16番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議で諮問することといたします。

続きまして、16番、17番。

28番 園田操委員

28番委員、園田です。

17番から18番について、地区委員会で協議状況を報告します。

17番は、申請人が、自宅近くの父所有の農地を使用貸借し、農業用倉庫を建築されるための転用許可申請です。農機具や米などの乾燥機、農業用資材を保管できる場所が不足するため、自宅に近い申請地が、作業効率上、一番適した場所であると設定されました。申請地は、10ヘクタール以上の広がりのある第1種農地と判断しますが、農業用の施設などに該当すると認められることから、不許可の例外事項に該当すると判断いたしました。転用面積につきましては、適当な面積ではないかと判断します。現地の状況は、北側は田、東側は宅地、西側に水路、南側に畑があり、隣接する農地の所有者から同意は得られています。給水はなく、雨水のみ敷地内に自然浸透させ、オーバーフ

ロー分は西側水路へ放流される計画です。地元の同意も得られております。また、資金計画につきましては、全て自己資金で賄われる計画で、金融機関の残高証明が添付されております。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように、対策が図られていることを確認しております。工事期間は、平成26年4月1日から26年10月30日までを予定されており、許可後は、速やかに目的どおり転用されることと確認しております。

18番は、申請人が、現在、賃貸借住宅に住んでおられますが、手狭となったため、所有権移転による個人住宅を建設される転用許可申請です。申請地は、集落内開発制度指定区域内で、10ヘクタール以上の広がりのない農地であり、第2種農地と判断します。開発許可が必要になりますが、事前審査の回答書も添付されております。現地の状況は、東側、西側に畑、南側に市道、北側に宅地があり、隣接する農地の所有者からの同意は得られています。給水は、上水道より給水、排水については、雨水は、敷地内に集水枡を設置し、南側市道側溝へ放流、生活雑排水、汚水は、合併浄化槽で処理後、南西側設置の集水枡に集水し、南側市道敷の集水枡へ接続放流される計画です。また、資金計画につきましては、自己資金と融資で賄われる計画で、金融機関の残高証明書及び融資証明書も添付されております。被害防除計画については、周辺に被害が出ないように、対策が図られていることを確認しております。工事期間は、平成26年3月10日から27年3月31日までを予定されており、許可後は、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、2件、先日の地区委員会で、現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より17番から18番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きます、19番。

40番 西川秀文委員

40番委員。

19番、20番についての地区委員会で協議状況を報告いたします。

19番は、有限会社三大理研工学が、北区下硯川町の農地を賃貸借し、資材置場、駐車場とされる転用申請です。先日の地区委員会で現地調査をしましたが、申請地は、広がりのない農業公共投資のされ

ていない農地であるため、第2種農地と判断されます。農地を分断する転用ではありません。有限会社三大理工学は、現在、申請地に隣接して、産業廃棄物最終処分場、廃土場などを運営されておりますが、施設の管理、運営にする資材置場、車両駐車場が必要となり、施設に近接している土地を設定された中で、申請地の賃借ができたため、申請されたものです。転用面積については、必要な面積を確保するもので、妥当な面積と判断されます。工事期間は、許可後、直ちに着工され、大体は5月末までに完了される計画で、妥当ではないかと判断されます。また、工事費用については、全額自己資金で賄われますが、必要な額の金融機関の残高証明書が添付されております。現地の状況は、東側は既存処理場、西、北、南側は農地で、隣接する農地の所有者とは、協議も済み、同意も得られております。雨水のみの処理で、敷地内で自然地下浸透されます。汚水、生活雑排水は発生しません。

20番は、申請人が、父親所有の農地を使用貸借し、個人住宅を計画される転用許可申請で、申請地は、現在、県営南尾迫経営体育成事業で、土地改良事業が行われている地区内であるため、甲種農地と判断されます。甲種農地は、現在、不許可ですが、本件は、農地法施行規則第37条第5項の土地改良事業に定められた用途に供する旨の不許可例外規定に該当するものと判断いたしました。農地を分断する転用ではありません。申請人は、現在、借家にお住まいですが、お子さんの成長により、実家近くの申請地が事業により住宅用地として整備されたため、計画されたものです。計画を賄う融資証明も提出されております。工事期間は、許可後、本年4月から27年3月末までに完了される計画で、適切な工事期間ではないかと判断されます。開発許可が条件ですが、事前の協議も進められております。現地の状況は、東、南、北側は道路、西側は農地で、隣接する農地所有者より同意も得られております。給水は、既設の上水道から、雨水は、集水枡で集水後、既存の排水路へ放流されます。汚水、生活雑排水は、合併浄化槽で処理後、排水路へ放流されます。排水路を管理する土地改良区からの合意も得られております。

以上、2件、先の地区委員会にて、現地調査、協議、検討の結果、転用許可基準が満たされると判断されております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 ただいま地元委員より19番から20番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、21番。

46番 前田道弘委員

46番委員です。

21番から25番について、地区委員会での協議状況を報告します。

21番は、株式会社リファインドが太陽光発電施設を設置される申請です。資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、西側と東側は宅地、南側と北側は道路です。転用面積について、太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透されます。工事期間は、許可日から8月末日までの予定で、許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

22番から24番は、関連でして、有限会社池部製材所が太陽光発電施設を設置される申請です。資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されており、農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、北側は農地と道路、東側は宅地と農地、南側と西側は農地と接していますが、隣接地権者の同意は得てあります。転用面積について、太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透されます。工事期間は、許可日から7月末日までの予定で、許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

25番も、太陽光発電設備の申請です。譲渡人は、高齢で農業に従事する時間がなくなり、農地の管理について検討され、太陽光発電設備を計画されました。事業を実施するに当たり、資金面のことを考えられ、譲渡人の息子が実施します。資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、北側と南側は宅地、東側は道路、西側は農地と接していますが、隣接所有者の同意を得てあります。転用面積について、太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透されます。工事期間は、許可日から8月末日までの予定で、許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、5件、先の地区委員会で、現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま21番から25番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

それでは、第4号議案、競売買受適格証明願（転用目的）、3件でございます。

この願いにつきましては、転用許可基準に照らし、地区委員会の協議ご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

4 4 番 志柿茂喜委員

4 4 番委員、志柿です。

1番から3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番から3番まで、転用目的による買受適格証明願です。競売される土地の表示、入札期間等は記載のとおりです。

1番の願い出人は貸駐車場を計画、2番の願い出人は駐車場と資材置場を計画、3番の願い出人は資材置場を計画されております。

先日、それぞれの願い出人にお会いし、事業及び資金計画等に問題がないことを地元委員で確認しております。

以上、地区委員会で慎重に検討しました結果、これらの願い出人は、適格者であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま1番から3番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり適格者であるということを決
定いたします。

なお、願い出人が最高価格で申入人となり、農地法第5条の許可申請書が提出された場合には、その内容は、競売買受適格証明願の交付時と決まっていないと会長が見たときは、許可相当として、農業会議へ諮問してよろしいか、お諮りいたします。ご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、そのようにいたします。

続きまして、第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
についてご説明いたします。

お手元にお配りした新たに差しかえました1枚紙の農用地利用集積計画11号をご覧ください。所有権移転から利用権設定の利用権移転までは、この1枚紙でご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細17ページの1番から2番までの合計2件でございます。1番が相対、2番が公社からの買い取りによる売買です。面積は、2件合わせまして、田2,961㎡、畑1万1,029㎡の合計1万3,990㎡で、売買価格は備考欄記載のと

おりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細、18ページの3番から10番を除きまして、38ページの20番までで、貸し手18名、借り手16名の件数17件です。契約期間別では、6年未満が7件、10年以上が10件で、面積は、17件合わせまして、田13万5,799.66㎡、畑5万1,774.62㎡の合計18万7,574.28㎡となっております。

権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、露地野菜、飼料作物、果樹、施設野菜及び花卉です。

次に、再設定分です。明細28ページの10番及び42ページの21番から43ページの26番までで、貸し手7名、借り手6名の件数7件です。契約期間別では、6年未満が3件、6年以上10年未満が1件、10年以上が3件で、面積は、7件合わせまして、田2万6,047㎡、畑4,755㎡の合計3万802㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、大豆及び水稻です。

次に、利用権移転です。明細43ページの27番から44ページの29番までで、譲渡人2名、譲受人2名の件数3件です。契約期間別では、全て6年未満で、面積は、3件合わせまして、田のみの8,563㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稻です。

農地所有者代理事業からは、16ページの表を用いてご説明いたします。

次に、農地所有者代理事業です。こちらは、明細44ページの30番から明細67ページの115番までで、貸し手86名、借り手2名の件数86件になります。契約期間別では、6年未満2件、6年以上10年未満82件、10年以上2件で、面積は、田35万1,567㎡、畑7,793㎡の合計35万9,360㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻です。

最後に、農地利用集積円滑化団体による借り上げと転貸しです。明細67ページの116番が熊本市農業協同組合による借り上げ1件で、明細68ページの117番が借り上げ農地の転貸し1件です。契約期間は6年以上10年未満で、面積は畑のみの6,168㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては麦です。

以上、1番から117番につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案の説明につきましては以上です。

議 長

ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につ

きましては、各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、全ての件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同
議 長

異議なし。

異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

次に、次第の5のその他について、本日は特に何かございませんか。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたします。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に一任することに決定いたしました。

事務局

以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時15分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成26年2月7日

会 長 森 日出輝

署名委員 米村 昌昭

署名委員 税所 史熙

書 記 山田 弘二